

岡山市立平島小学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えるあらゆる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係である児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、年間を通じていじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめがある場合は、適切にかつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策である。また、児童が安全で安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することも大切である。そのため、以下の事項に重点的に取り組む。

（1）いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育（人権週間・人権標語・校長による訓話など）及び道徳教育の充実、読書活動及び体験活動などの推進、学校行事の充実などにより、児童の社会性を育む機会を設ける中で、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

（2）いじめを許さない集団づくりと意識醸成に向けた諸調査及び研修等の年間計画への位置づけ

個々の児童の自己有用感や充実感を育むとともに、いじめが起こりにくい集団を育成することを目指し、学校生活における個々の児童の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握するための質問紙調査「ASSESS」等の諸調査の実施や、その結果を校内研修等で積極的に活用する機会を年間計画に位置付ける。

なお、児童が「いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合うことができるようになるためには、道徳教育や特別活動の充実が重要である。この観点から、特別の教科道徳や特別活動における教職員の指導力向上に向けた研修・研究にも計画的に取り組んでいく。

（3）保護者及び地域に対する周知

保護者や地域の方に対して、いじめ問題やいじめ問題への学校の取組についての理解を深めるため、PTAと連携を図りながら、広報啓発を行う。

（4）特に配慮が必要な児童に対する支援

以下の児童に対しては、特に配慮が必要な児童と捉え、日常的に、当該児童の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童」が関わるいじめについては、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童の思いや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・「海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童」は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・「性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童」に対するいじめを防止するため、当該児童への理解を校内で進める中で、学校全体で注意深く見守るとともに、必要な支援を行う。
- ・「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」については、心のケアを適切に行うとともに、細心の注意を払いながら当該児童に対するいじめ防止に取り組む。
- ・上記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を、保護者との連携の中で組織的に行う。

4 いじめの早期発見のための取組

いじめを早期発見するには、児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に学校内で共有し、速やかに対応することが重要である。そのために、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 保護者や地域との連携

いじめの第一報は、保護者から入ってくることが多い。その観点からも、家庭訪問、個人懇談、教育相談など保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。また、地域の方からの情報を各種定例会等で共有して対応の参考とする。

(2) 児童観察

休み時間の児童の様子に目を配るとともに、放課後の様子についても、日記や保護者からの情報をもとにできるだけ把握する。

(3) 相談体制の整備

- ・ 質問紙調査「ASSESS」検査を行い、学級の傾向と問題点を把握し、対策に生かす。
- ・ 学期に1回行う質問紙による児童の悩みや人間関係を把握し、必要に応じて面談やカウンセリングを行う。
- ・ 児童教育相談週間を設定（1学期及び2学期）し、担任と児童の良好な関係を築くとともに個々の内面についての理解を深める。

5 いじめに対する措置

いじめ行為が発見された場合やその「疑い」が生じた場合は、まず担任や学年部、生徒指導主事が中心となり管理職の判断を仰ぎながら対応する。また、重大事態が疑われる場合や被害児童や保護者から重大事態に至ったとの申立があった場合は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害者の指導、保護者との連絡、全体指導などを行う。また、重大事態として取り扱われるべきものと認められた場合は、岡山市教育委員会と連携を図りながら対応する。

以下にいじめ対応の各場面での留意点を示す。

(1) 学年主任・生徒指導主事・管理職への報告

いじめの通報を受けたときやいじめを受けていると思われるときは、速やかに学年主任・生徒指導主事・管理職に報告し、複数で記録を取りながらいじめの事実の有無を確認する。

(2) 指導及び全容解明のための調査

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

また、全容をつかむために必要な調査は、指導と並行しながらプライバシーへの配慮や隠へ

いにつながらないような手立てを行って、速やかに実施する。なお、調査結果については情報共有し、新たに指導の必要性が生じた場合は速やかに対応する。

(3) 全体指導

当該児童と保護者の了承をえて、学級、学年、全校児童に、いじめに関する人権指導を行う。学級指導では、一人一人の約束やクラスの約束を決め、継続的に指導を行う。

(4) 別室指導

必要な場合は、いじめを行った児童、受けた児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

(5) 保護者との連携

いじめの事案に係る情報について、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置等を行う。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

(7) 情報共有

(1) から (6) の情報を、逐次速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、全教職員で情報共有を図るとともに、今後の方針を協議する。

(8) 解消の判断

少なくとも次の二つの要件が満たされている状態になるまで、いじめが解消されたと判断せず、被害者本人及びその保護者の安全・安心が確保されるよう、継続的に指導・支援を行う。合わせて加害児童の内面に寄り添いながらの指導にも留意する。

① 少なくとも3か月間は「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為」が止んでいる状態が継続していること。ただし、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないことが、面談等により本人及びその保護者から確認できること。

(9) 解消後の支援

「いじめが再発する可能性が十分にあり得る」との立場に立ち、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するようにする。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、前5項に基づく取組の実施、状況の認識、定期的検証を行う。

(1) いじめ防止対策委員会

月1回、問題傾向を有する児童の現状把握や指導状況の確認を行うとともに、いじめの未然防止や早期解決に向けた総合的な協議等を行う。なお、協議内容等の詳細については、別途要綱を定める。

(2) 緊急いじめ対策委員会

緊急ないじめ問題が発生した場合は、緊急いじめ対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。

岡山市立平島小学校 いじめ防止対策委員会要綱

(設置趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日に公布,同年9月28日に施行)の第22条に基づき,岡山市立平島小学校いじめ防止対策委員会の設置及び運営について,必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が,校内にいじめの防止に係る委員会を設置し,児童・保護者に対して,いじめの防止,いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的・実効的に対応する姿勢を明確に示すとともに,いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して,未然防止及び再発防止等に取組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止対策委員会」の委員は,校長が指名し,校長,教頭,教務主任,担任,生徒指導主事,人権担当,特別支援コーディネーター,養護教諭,その他校長が認める職員によって構成する。また,校長の判断により必要に応じて,専門的な知識を有する者(子ども相談主事,SC,警察,民生委員など)を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 「いじめ防止対策委員会」は,以下の役割を担うものとする。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- (8) 専門的な知識を有する者・機関との連携
- (9) 教育委員会と連携し,指導を受ける
- (10) その他,いじめの防止に係ること

(会議運営)

第4条 「いじめ防止対策委員会」は,校長が招集し,原則,月1回開催する。ただし,いじめを発見した場合等では,校長の判断により,「臨時いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

(その他)

第6条 この「いじめ防止対策基本方針」に定めるもののほか,委員会の取組,運営等について必要な事項は校長が定める。

附 則 ○この要綱は,令和2年5月1日より施行する。